

飯島賢二の『恐縮ですが・・・一言コラム』

第 168 回 96.4%の人が知らない！「市場化テスト法」

2006.9.24

今年の 5 月「競争の導入による公共サービスの改善に関する法律案」が可決成立し、それに基づく基本方針が 9 月 5 日に閣議決定された。いわゆる「市場化テスト法」と言われるものである。この市場化テスト、殆どの方がご存じない。それもそのはず、9 月 21 日の内閣府の世論調査では、96.4%の人が「知らない」と答えている。

市場化テスト...簡単に言えば、官が独占してきた公共サービスを、官と民が対等な立場、公平な条件の下で入札し、価格と質で優れた方が落札及びサービスの提供を行う制度である。元々イギリスのサッチャー政権が 1980 年代に導入した「Market Testing」で、公共サービスの提供に競争の原理を持ち込むことで、コストの削減や質の向上を狙った制度である。現在イギリスに限らず、アメリカ、オーストラリアでも導入されている。

小泉内閣が残した「構造改革の中の、最後の置き土産(?)」とも言えるこの「市場化テスト法」、実は昨年からは試行的に一部実施されている。ハローワーク、社会保険庁、行刑施設(刑務所等)の 3 分野からモデル事業として 8 分野を選定し、2005 年に試行を開始した。そして、07 年度から本格的に実施する事業として、社会保険庁の国民年金保険料収納やハローワークの人材バンク、キャリア交流プラザ、求人開拓事業等、08 年度は、法務省の証明書交付や登記簿閲覧の事務等の登記関係事業等が実施予定になっている。このうち 5 事業に関しては、今年の 11 月までに入札手続を始めることになっており、関心のある方は、早急に対処策を講じる必要がある。

今まで一部、行政の民間委託はあった。ごみの収集、公共施設の管理・運営などに限定される PFI や指定管理者制度等である。しかし、今回の「市場化テスト」は行政事業全般にまで対象範囲を広げている。またこの発想の延長で、国に限らず地方自治体においても PPP (Private Public Partnership) の一環として、市場化テストの導入を検討しているところがある。自治体における市場化テストでは、コストや質の面だけでなく、公共サービスを担う事業者の育成による地域産業活性化への期待もできるかも知れない。

「小さな政府」論の下、公共サービスを民間に委譲するにつき、期待された成果を挙げられるかどうかを試すために行われる、官民競争入札制度、ある意味では民間のマーケット拡大となり、新たな雇用も確保され、大きなチャンスと見ることができる。しかし業務そのものの監理体制をしっかりと確立しない限り、第 2 の「姉歯事件」を引き起こしかねない。また、役人の天下りや横滑りのための事業体を作るだけでは、改革とはなりえないだろう。多くの問題点を抱えつつも、来年から「市場化テスト」制度が本格的に稼働する。国民の義務として、今後をしっかりと見定めていくべきである！！